

第 11 回 対策本部会議決定事項(令和 2 年 4 月 7 日)

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う各課の支援事業内容について
 - ・各課から集約した事業をホームページに掲載する。

2. 新型コロナウイルス感染症に伴う総合相談窓口設置について
 - ・総合相談窓口は現状どおり健康増進課内に置くこととする。
 - ・来庁者向けに、各種相談窓口を本庁舎本館及び新館の出入りに掲示する。
 - ・電話での問い合わせ等の対応は現状どおりとする。

3. 学校の再開について
 - ・4 月 8 日(水)の始業式は実施し、終了後再び臨時休校とする。
 - ・入学式は、規模を縮小し開催する。
 - ・再開は 4 月 20 日(月)からの予定。(正式決定は 4 月 15 日(水))
 - ・幼稚園・保育園は、通常どおり開所する。
 - ・学校休校に伴う児童クラブの運営は、今までと同様の体制での受け入れを各児童クラブに依頼する。
 - ・臨時休校中の学校での受け入れについても、今までと同様の体制で行う。

4. 市民啓発について
 - ・自治文書配布(全戸配布)でお知らせ。
 - ・防災ラジオでのお知らせ。

5. その他
 - ・健康温泉館の一部(プール、サウナ、トレーニングルーム)を 4 月 19 日(日)まで引き続き閉館する。
 - ・学校の休校に伴い、子どもルーム及びちびっこ広場も引き続き 4 月 19 日(日)まで閉鎖する。